

土地区画整理事業 高田・今泉

最終号

区画整理ニュース



陸前高田市 建設部 都市計画課

1 土地区画整理事業の完了について

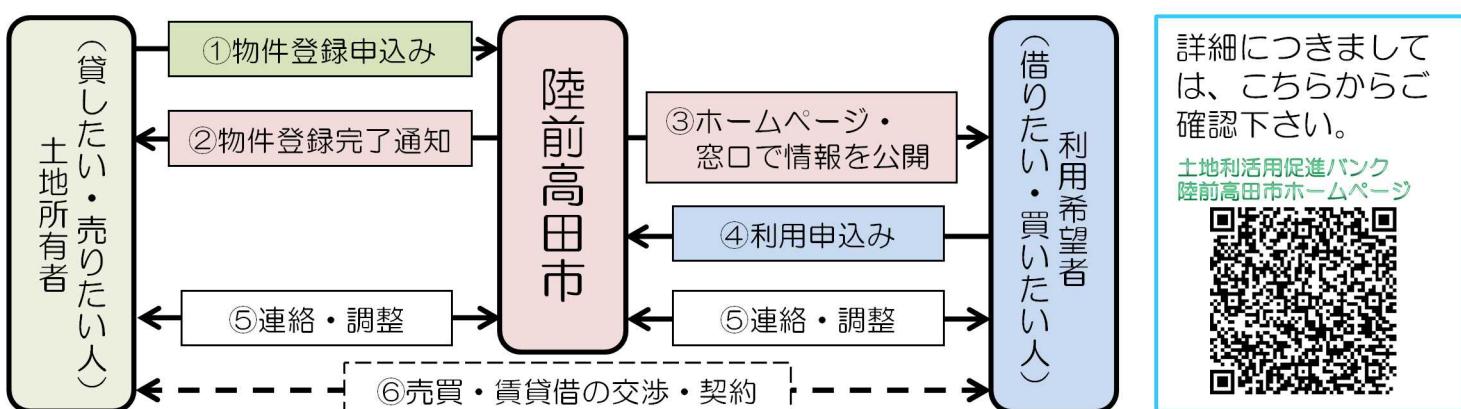
平成24年度から行っておりました土地区画整理事業につきまして、令和3年11月に今泉地区、令和4年1月に高田地区において換地処分の公告が行われ、今年度においては清算金の交付・徴収事務を行ってまいりましたが一部分割徴収分を除き概ね事務は完了しました。長らく事業にご協力頂き誠に有り難うございました。

本号にて区画整理ニュースとしては最終号となりますので、これまでの復興事業のあゆみをまとめた冊子も合わせてお送りしますので、ご一読いただければ幸に存じます。

区画整理事業としては完了しましたが、土地利活用については引き続き取り組んで参ります。今後は土地利活用に関するニュースなどをお送りする予定ですので引き続きご協力をお願いいたします。

2 高田・今泉地区 土地利活用促進バンク制度の運用について

高田・今泉地区では、かさ上げ部及び平地部で利用予定のない土地を有効に利活用してもらうため、「土地利活用促進バンク制度」の運用を平成31年1月より開始しております。土地の利活用が未定で登録がまだの方はお気軽にご相談ください。



問い合わせ先

建設部 都市計画課 区画整理係

TEL 0192-54-2111 (内線: 432・433・434)

3

土地区画整理事業地区内の土地の管理について（お願い）

《適正な管理をお願いします》

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、適正な管理をお願いします。

◇適正に管理しないと近隣住民に迷惑をかけるおそれがあります。

- ・雑草が繁茂し、害虫の発生や廃棄物の不法投棄場所になる可能性があります。

- ・火災発生の原因につながります。

- ・道路の見通しが悪くなり、交通事故の原因になります。

草丈が子供の背丈を超える箇所が多くあります。歩行者も対向車も、見えにくくなっています。



草が路側帯の白線を越えています。歩行や車両の通行に、危険な状況となっています。

雑草が繁茂している宅地の様子(R4.8.26撮影)

※ふるさと納税に土地の草刈り支援のメニューがございます。
ぜひご活用ください。

ふるさとチョイス 陸前高田市

検索

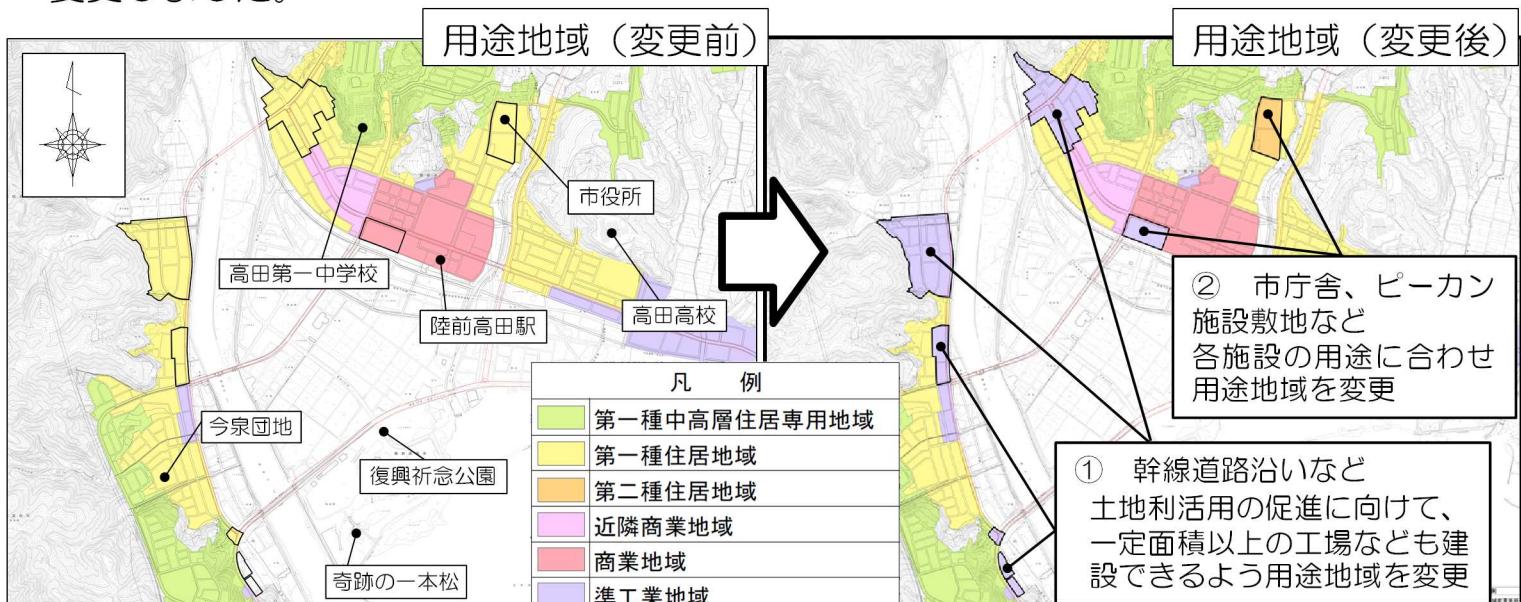


4

陸前高田都市計画用途地域の変更について

「用途地域」とは、市街地において、さまざまな規模や用途の建物が無秩序に混在するのを防ぐなど、良好な生活環境を確保するために土地利用等のルールを定める都市計画です。

市では、土地区画整理事業で整備した土地の利活用が課題となっており、土地利活用の促進や、復興事業との調整のため、令和5年2月13日に、用途地域の形状や面積を変更しました。



用途地域についての問い合わせ先

建設部 都市計画課 計画係

TEL 0192-54-2111 (内線：435・436)